

法學博士米谷隆三君とその業績

——一つの評傳——

山中篤太郎

わたしは、この小稿を一橋論叢誌上に書く意味を、最初にどうしても一言しておきたい。

この小稿の主題の人であり、その人にこの小稿を捧げたいと思っている人物は、一橋の學園にとっては、單に「逝ける人」として過去の人物であるという意味をこえて、既に生前にその意に反して本學の教壇から去った「過去の人」なのである。そして、他の大學の現職の教授として一九五八年五月三日急逝した人なのである。しかも、わたしとはその専攻も違ふ法學研究者である。その人の業績をしるすには、恐らく、その場所も書き手も

違ふべきであろう。だが、それにもかゝらず、わたしは本誌から與えられたこの機會を利用して、この一文をこゝにしるしたい。いな、それを書く必要をわたしはもっていると思つてゐる。

なぜならば、一橋の生んだすぐれた一人の學者として、そして勿論一橋の學問の今後の進路に對しても有力な影響を與へるべき學者として、本誌がその死を悼むべき人間であると思つてゐるからである。

わたしは、大正八年、この人と同じく一橋の學生となり、特に親しく六年の學生々活を共にしたのみならず、一たびは學園外に生活をもちつゝ、また奇しくもそれぞれ學園に戻つた。そして、相携えて昭和六年春から東京

商科大學各部に講義を開き、又相前後にして渡歐、留學の年月を共にし、一橋での學問の道を共に歩いてきたという深い縁がある。わたしは、あの一橋の橋畔で、この人やわたしとともにとくに親しくし、かつはからずもひとしく一橋の教壇の人間となつた川村豊郎とよらうをはやく、杉本榮一をちかく、そしてこの人を最後に失い、わが自身身の過去を剥ぎとられていく思いがする。だがそうした個人的なつながりが心はずまざるこの筆をとる動機なのではない。

この人、——米谷隆三よこたにりゅうざん、あるいは米谷君と呼ぶべきであらうが、わざと、この小稿では米谷博士と呼ぼう——の學問の上での足跡は、一橋の學問の血のにじむような足取りという形を通じて、日本の學問の歩みを荷つたものといえると思うからである。そして、正にこのような視点をわたしなりにこの小稿で記してみたいと思うのである。

二

人は一橋をかつてクラーク養成の場といふ、あるいは、キャプテン・オブ・インダストリーの母校と呼ん

だ。なるほど、商法講習所からの本學の長い歩みは、商業のわざそのもの、道から始まつた。しかし、そのなかから、學としての商業諸學が生まれ、その進展は一方經濟學、ひいてはその方法論の探求までを生み、他方法學、文科諸科學も生まざるを得ずしてこれを生みつゝ、今日に及んだ。今八十數年に及ぶ學園の歩みをふりかえると、こうした變化と發展とは、その先端に立ったかゞやかしいわれわれの先輩達の業績を淡々と積みかさねたもの、如くみえるかもしれないが、その道は決して與えられ、恵まれた大道ではなかつた。まことに日本の社會それ自身の展開とともに、これを把握し、理解する新しい道への科學的努力をわれわれの先輩達が凡ゆる障礙を除き去しつゝ、積重ねてくる「苦闘」の歴史だったのである。一橋の生命はそのような學園の底に不斷に動く動力にあったのであり、今も、後もそれを見失つてはならない筈なのである。米谷博士は正しくそのような「生命」を身を以て示した人物であつたのである。

だが、おそらく、こういうと、——

「いや、まってくれ。色々細かい事情はあろうが、戦後とにかく追放によって學園からはなれた人物ではな

いか。いくら『戦後ではない』といわれる世の中でも、この人をそのようにいいきることは、素直にのみこめないではないか」

と反対されるむきもあろう。

まことに、事實はそうであった。しかし、それにもかかわらず、そして、恐らく、本人の意識した以上に、わたしは、米谷博士の學問上の足跡のなかに、一橋の學問の歩みをはっきりとみるのである。

三

米谷博士の生前を知る人は、役人の經驗ももち、多少角と曲のある鬭争的なはげしい故人を思い出されることであろう。社會の動きといったものを受けつけない個人的なかたくななものすらあったとみられる向きもあるいはあるかも知れない。

わたしたちの大學生活は、第一次大戦後の日本資本主義の動搖期にあった。曲りなりの産業革命の成就につゞく慢性不況と社會不安、獨占の生長と經濟の統制化のきざし、普通選舉の一應の成立とできたての政黨政治のよろめき、の時であった。わたしたちは、こうした動きの

なかでそれまで一橋の研究の中に乏しかった社會的なものへの關心が福田徳三先生の「社會政策と階級鬭争」(大正十一年)や上田貞次郎先生の「英國産業革命史論」(大正十二年)の如きものに現われつゝあるのをみた。

そのような動きの米谷博士における現われは、それまで彼の所謂「本郷」の獨占にまかされていた學問としての法學、實踐としての國家行政に、一橋からの發展をめざすことであった。

一橋は外交方面にはすでに明治以來豊かな人才を送り、又これを送る學内機構(たとえば專攻部における領事科の如き)ももちつゝあった。しかし、學内の法學部門の擔當者には、大體、東大を中心として育つた法學研究者をむかえて、一橋自體の生んだ福田徳三先生以下の經濟、商學の研究者に匹敵する出身者はまだ持っていない。又外交の分野と異り、行政の側面にも當時の法律中心の高等文官試験を超えて入りこむ人才もまたあまりもっていなかったのである。

米谷博士の進路は、こゝにあった。その行動は、單なる感情的な「新」分野への要請ではなかった。恐らく、初期においては、そのような偶發的な反撥の要素もあつ

たであろう。しかし、商學、經濟學において自生的な展開を示した一橋の學問的要請が、そのような動き自體の法學的現われを持つことを、彼の研究活動の生長は「體感」していたにちがいない。なぜならば、多少ジグザグなコースをとりはしたものの、一橋から社會に巢立った彼のその後の足跡と、その行きついた姿は、人生の必然として種々まつまりついでいた夾雜物を次第に洗いおとして、この本質を明らかにしたし、又本人自身も明らかにこれを意識のなかに確立したからである。

なぜ、米谷博士が昭和初頭の日本社會の動搖のなかにあつた一橋でこのようなコースをとって多くの同學の友と著しく違う道を歩んだか、を決定したものは、恐らく、決して單純ではなかつたであろう。彼自身のもっている個性、同輩とはかなり早くから區別され得た獨得の考え方や人生觀なども作用していたに違いない。しかし、概念法學、解釋法學としての性格をつよくもつた日本の法學の中にも、わが國社會法の研究の源を鮮かに掘り出した刑法における牧野英一博士の社會法學的展開や末弘嚴太郎博士の勞働法研究や田中耕太郎博士の世界法の觀念が既に法學それ自體の中で新しい發展をわれわれに示し

つゝあつた。このような動きが、一橋の商學、經濟學の研究が寄與し得るような、あるいは、そのみが寄與すべきような形の法學研究への貢獻へと動かされたところに、米谷博士の學問の出發點と方向とは生れ出たとみる事ができる。資本制社會の高度化は、經濟の組織性の増大、統制化を生むとともに、經濟と政治、法律とのからみあいにも高度化が生まれ、それを素材としてくみ直された社會科學を一つの方向として求めつゝあつたからである。

四

米谷博士は、岡山縣茶屋町の出身、岡山一中を経て、大正八年一橋（東京高等商業學校）に入り、十一年東京商大學部に入るとともに、商法學の青山衆司博士のゼミナールに参加した。ここまでは他の同輩と異なるものはまだ示されていない。しかし、在學中、大正十二年文官高等試験行政科（いわゆる高文）に合格したとき、同學の多くと異なる彼自らのコースは既にふみ出された。大正十四年大學を終ると共に、商工省に入り、事務官として保險行政に従事した。こゝに「彼のみ道」の第二期

が劃される。第三の時期、すわち、米谷博士の學問への道が確立されたのは、形の上で、昭和五年、恩師青山教授のすゝめによって、東京商大の助教となり、商法擔當者と決定した時以降である。

しかし、實は、これは、「形の上で」であつて、後年の米谷博士の仕事は、實は、商工省の行政官として保險行政に従つていたとき、既にふみ出されていたのである。

第一に、後年の米谷博士の業績の集成たる約款法の重要な部分は保險約款であるが、實は保險約款のもつ法學的な意義、牧野英一博士を以てすれば、「法律を技術化せしめつゝ」、「それによつて法律の理念を向上せしめつゝあるものといわしめた展開の本質（牧野英一「技術としての法律——米谷博士の名著「約款法の理論」を機縁として——」、政治經濟論叢、第一八號、一九五五年八月、一六頁）は、既にこの保險行政に與つた時以來準備せしめられつゝあつたともいえるのであつた。

又、同時に、第二に、身は一保險行政事務官に過ぎなかつたにもかゝらず、そしてまた、保險事業監督の實踐に當つて「金庫の中までしらべられる」ことを多少の官僚的得意さを以て談つた當時の彼といつた面もあつた。

のにかゝらず、保險事務の實踐を通じて、なおかつ科學的分析への牽引をたしきれなかつた當時の彼に、後年の米谷博士が躍動しつゝあつたのである。こと學園の大先輩の業績にふれるので多少いゝづらけれど、わたしたちは、教室で、一教授から、保險とは「後圖業」であるという講義に接して多大の忿懣を抱いていたものであつた。米谷博士は、行政官たることをはゞかつて、生田信三——神戸の生田神社を信仰することを意味する——の筆名を以て書いた初期の論文においても、「企業と社會」大正十五年十月號）、また業界雜誌の署名論文においても（「保險理論」第二卷第一號、昭和三年）、保險が金融業であることを正確に指摘している。保險事務に従う一行政官吏ではありつゝも、保險の本質にふれる分析を展開せざるを得ないものをうち持っていることがこゝにはとほしり出ざるを得なかつたのである。

五

米谷博士の學問的形成は、かくて、彼が學問の道に専心する「形」をとる以前から出發するにもかゝらず、必ずしも、その形成は電光石火でもなく、天才的發現の

姿もとらなかつた。彼は、たとえば、わたしなぞに比べると、はるかに、人生の考え方は早くから「大人」であつたし、又、慎重であつた。よしんば、恩師のすゝめもあり、又自ら好まざる道でなかつたにせよ、商工省から母校に戻ることに決心をするにも極めて慎重であつた。屢々人をして、自我のつよい、あるいは個性の「あく」のつよい、人にあまり遠慮をしない人間のように思わせる言動をわれとみずからとつたふしも少くないけれども、その本體においては、慎重、熟慮の人物であつたとわたしは理解している。このことが、學問の上での米谷博士の歩みには、とくにその初期において、脱兎の如き花々しさを生んでいない。しかし、ある意味では、着實に後年の準備を一足々々失うことなくふみかためていたのである。

いた同僚としての彼を想起する。

しかし、昭和七年から十年まで三年二ヶ月の伊、獨、佛の留學は、何といつても、米谷博士の學問形成の重要な一つの時期をなしている。わたしも偶々その頃長くパリにあつた。卒業十年を紀念するため在歐の同窓數人がパリに落あつた時、彼とわたしは、共通の親友Fを行司にしなげら、深更二時近くまで、「企業」の本質について共に譲らない討議をくりかえしつゝ、パリの街を歩きつづけた。企業は、彼においては、資本主義的な歴史的形態ではなく、一つの技術的體系として考えられつゝあつたことが、その時の論點をなしていた。

しかし、この留學時期の彼の學問の頂點をなしたものは、彼の法學の特色をなす「制度—理論の把握であつた。制度理論こそは、彼の學界に戻つたことにつぐ第二の劃期をなす中心とわたしには思われる。

制度理論の法學的本質をとくことは勿論わたしの任とすることではない。それは、昭和十三年から十五年頃にかけて、民商法雜誌、東京商科大学研究年報、とくに「橋論叢、或は戦後では、法學新報（第五八卷第三號、昭和二十六年）等にしばしば執筆した彼の制度法學に關する

論稿によってこれを知ることが望ましい。

だが、オーリュー、ルナールによる制度理論にふかく米谷博士が結びつけられたということについて、最も大切だと考えられることは、それが米谷博士の法學的研究についての一つのきびしい探求を示すものに外ならなかったということにある。このことは、制度理論という内容より、これを求めた研究上の態度にふれることなのである。一橋は、經濟學の研究において、左右田哲學をもつ誇をもっている。左右田哲學とは、はじめて、經濟學に嚴密な意味での科學的認識たる本質を反省せしめた學問上の巨歩を意味した。わたしたちの青年期は、福田、三浦、上田經濟學に瞠目しつゝ、左右田哲學の認識論にさらにふかく感動させられたのである。同じ意味で田中博士の世界法の理論もさることながら、ドイツにおける法律哲學にも門外漢ながら著しくひかれたのである。米谷博士は、保險・企業を通じてのその民事法的研究において、その納得する方法論的基礎をもたねばあり得ないという探求上の貪慾さをもったのである。そして、正にこれに答えるものとしてのオーリュー、ルナールであり、制度理論であったのである。

再び牧野英一博士の所論(前出、法學經濟論叢論文)によれば、制度論によって、従来の法律論における人格あるものも人格なきものも併せて理解し得るし、又常に高度化する技術、理念、倫理があわせて説明される。更に又、團體を超えて適用し得るものであり、團體として理解されない取引等に適用され、ひいて、資本側社會發展の高いピークとしての約款現象も、始めて説明され得るという意味をもち、その限りで、法學を一步前進せしめる意義をもつとされる。

いゝかえれば、單に商法的觀點のみならず、ひろく、一般法學現象に妥當する基礎理論をこゝにとらえるのである。かゝる基礎理論を方法としてさぐりあてねば、自分の法學探求はあり得ないとする嚴密さこそ、この制度理論の米谷博士における意義はあるとされねばならないのである。

と同時に、この西歐制度理論は、その基本的な支えとして、カトリシズムを設定するところまで、彼は追求せねば安心しない。もし西歐的社會においてしかりとするならば、ひとしく制度的理念をもってわが法秩序を眺める場合、カトリシズムにかわつてその地位を占めるもの

もまた求められねばならない。米谷博士におけるそのよ
うな「基底」の探求は、彼をして神道に導くのである。
そしてこの面においては、彼の方法的探求が端なくも
彼をして受難者たらしめるのである。

舊東京商科大学は、戦後昭和二十二年、いわゆる教職
追放令にもとづいて、彼を追放したのである。そしてそ
の春を境として、彼は遂に一橋學園の教壇に戻る機会を
もたなかったのである。彼が、その外面はしらず、その
心の奥底において愛着をたちきれず、彼自身がその法學
探求の場とし、又目的ともした一橋は、彼を再び容れな
かったのである。

彼が外遊した伊太利は、ムッソリーニのファッシニニ體
制下にあったが、彼はその故に伊太利に赴いたのではな
かった。彼が訪れたときのドイツも昭和七年以來たまた
まヒットラー下のナチス・ドイツであった。彼の歸國し
た日本は次第に軍事支配を強め、遂に第二次大戦に没入
した日本であった。彼は「ファッシニスタ教本」(昭和十六
年)の如き、そのみた伊太利を紹介する小冊子も書いた。
時の東京商科大学の企てた經濟參謀育成の幹事役の一人
にもなった。又、「企業一家の理論」(昭和十九年)なる小

冊子も公刊した。しかし、彼が制度理論をとり、ひいて
は神道に關心をもったのは、個性とか軍國日本の影響も
あったかもしれないが、専ら、その法學的探求の道に従
ったからである。軍國化した日本の主流におもねって、
俄かに一つの理論をたて、あるいは新たに學説を枉げた
のではない。彼の理論の當否は理論の中で論議さるべき
性質のものであったのであり、追放というが如き、戦爭
裁判的處置の對象とすべきものではなかった。しかし、
ポツダム體制はこれを要求し、彼は教授會に袂別の辭を
のべて、學園を去ったのである。

六

この追放は、米谷博士から月給も恩給もあらゆる研究
上の便宜も剝奪した。しかし、外ならぬこの苦難の時期
こそ、末川博士を審査員の一人として「法學博士」米谷
隆三を生むとともに、法學部門最初の學士院賞授賞の對
象となった「約款法の理論」(昭和二十九年)に昭和初頭
以來三十年餘の彼の學問の結實を生んだところのしかし
彼の最後の時期を形成するのである。

昭和二十六年秋、いわゆる教職追放解除があり、その

後、二十七年春から成蹊大學教授として教職には戻ったが、ともかく、昭和二十二年以來の苦難の生活はこゝにはふれまい。たゞ、その苦難が彼の法學的探求を少しも抑制し得なかつたし、又戦時同様その法學上の態度も動搖させなかつたということだけははっきり書いておきたい。企業法研究所と稱するものを獨力で開き（昭和二十二年八月）、辯護士登録をとり（昭和二十四年）、米谷夫人の一方ならぬ内助もあつて、生活のための煩らいに邪魔されつゝも、彼の法學探求の一筋は貫かれるのである。その一筋は、戦争や追放で少しもまげられぬこれまでの法學探求のひたすら一筋として貫かれ、約款法の理論に到るのである。

約款法の理論についても別にこれを語るにふさわしい人のあることであろうから、蛇足を加えることはさしひかえたい。こゝにはたゞわたしなりの視角からするその意味をわたしなりに一言したいと考える。つまり、そこでは高度に發達した二十世紀の資本主義の機構が、法學的あつづけの課題としてとり出される。たとえば保険契約が十九世紀的自由契約と異つた契約として成立する法學的意義が新しい法學理念によってとらえられるのであ

る。しかし、正しく同じ課題が労働組合による労働協約についても存在し、同じ法學的理解が著しく異つた過程から發展してきたかに見える法律現象に統一して適用されるのである。

米谷博士自身、その「約款法の理論」を素人わかりするよう、次の五つの特徴に要約している（學士院賞受賞記念の會「講演要旨、昭和三十年五月三十一日」。第一に二十世紀になつてから法源として存在するに至つたものたる約款を、「二十世紀の法」として制度理論によつて理論づけたものであること、第二に約款は經濟と法律との實踐の共同工作の所産であること、第三に高い（基礎理論的）といふほどのことである）法律學を低い（解釋法學的）法律學において展開していること、第四に比較法學的方法をとっていること、第五に「契約から制度」へという表現にそつて理論づけを展開したこと、これである。この中で、とくにこゝで留意したいことは、第三の特色をふくみつゝ、第二の特色のもつ意義なのである。それはわたしなりにいゝかえれば、經濟と法との架橋といふことであるといえよう。しかし、それは、たゞ單に二つのものに橋を架けたといふことではない。

一つには、米谷博士やわたしと同窓である笠信太郎君の言葉(「祝詞」同上五月十四日)を以てすればこの仕事は「經濟と法律を貫き、實際と理論とに跨っている。これは、經濟と法律の二つの領域に身を置くものでなくては達し難いところであり、また實務と理論との經驗に生きて來たものでなければ出來ない。その意味で一橋學園の傳統をひくものにして、はじめて達成し得る仕事だ」とし得るからである。つまり、それは、研究の前進が學問的に必要とした課題だったのである。わたしも經濟的視野から労働法を問題にし、今もしているが、それは課題の必要を意識したからである。米谷博士の場合は、法學研究の場においてこれを取りあげざるを得ずしてとりあげることによって法學研究を推進したのであり、正しく、一橋における學問研究のコースがこれを示し、又可能にもしたといえると思われる。

二つには、こゝにひろく現代のさし示す學問的要請への答えがたくましく試みられているということである。左右田哲學は西南ドイツ學派の認識論によって經濟學に學問的體系の中での地位を明らかにすることを通じて、學問の全體系を一つ整理した記念碑である。いま、

自然科学、人文科學、社會科學の大きく三つの分野から學問體系が見られつゝある時、この體系の中でその相互連關の未整理がなげかれているのは、社會科學である。高度化した現代社會の中では社會科學の對象たる諸社會現象が經濟や法律や政治や社會の諸學の分野の垣根をこえてからみあい、この垣根をあらしめつゝこれを超えた統一がつかまえられないと、社會諸學の法則が實踐性を失う恐れのあるような現實が増加しつゝあるように思われる。そのような意味での科學體系の統一、反省が現代の要求であるとき、この困難な課題へ立向かう努力が「約款法の理論」で法學分野から一つ試みられているといえるであらう。

わたしは、米谷博士と生前親しい友人であった。しかし、その研究分野の異なる如く、學問上の立場も亦決して一つではなかった。にもかゝらず、米谷博士の業績はめざましいもの學問上の意味において正しくわれわれの共感を生むものであり、又しかるが故に、われわれへの大きな刺戟であり、挑戦ののろしでもあるといえるものゝ如くである。かつての左右田哲學は一橋の生んだ同時に日本の學問であったが、米谷法學は、それに續く一橋の

生んだ同時に日本の學問であるといえる劃期性をもって
いるといえよう。だが、左右田哲學の場合と異り、一橋
は自分の學園の中でこれを生んだことを記念し得ずにこ
の人の業績の集成とその死を迎えたのである。にもか
わらず、わたしは、米谷博士の業績の中に一橋の學問的
な「いのち」を見たい。そして、新しい形でこのような

「いのち」が斷えずに胎動してくることを日本における
學問のために一橋に課せられた義務と見ねばなるまいと
も考える。

(一九五八年晩秋)

(一橋大學教授)